

令和4年度山形県農地中間管理機構 活動方針

【事業展開の基本方向】

公益財団法人やまがた農業支援センターは、平成26年4月1日に農地中間管理機構（以下「機構」という。）として県の指定を受け、各地域に常駐する地域連携推進員を中心に、農地中間管理事業業務の委託先をはじめ、市町村、農業委員会、JA及び土地改良区等と連携を図り集積・集約事業に取り組んでいる。

これまで、担い手の健全な農業経営発展と地域農業の振興を図ることを目的に、平成30年7月13日に当センター、山形県農業会議、山形県農業協同組合中央会の三者で「担い手農業者への支援に関する連携協働協定」を締結した。

さらに、令和元年7月12日には、中心経営体への農地の集積・集約化をより一層図るため、先の三者に加え、県、山形県土地改良事業団連合会の五者で、「山形県農地集積・集約化推進会議」が発足し、同会議を令和4年2月10日に「農地集積・集約化プロジェクト会議」と改組し、様々な機会をとらえ機構集積事業の活用を働きかけていく。

昨年度より、県下全市町村において実施している「農用地利用集積計画一括方式」手続き期間の短縮に努める。また、予定される農業経営基盤強化促進法・農地中間管理事業の推進に関する法律の改正内容について、適宜情報を取得しながら機構手続きに反映させるとともに、持続的な事業運営を図るための財源確保方策についても具体的な検討を進め、引続き関係機関、団体と緊密に連携しながら適切な事務執行に努める。併せて、経営規模拡大による農業経営の安定化を支援するため、農地売買等支援事業に取り組む。

【指 標】

○農地中間管理事業による機構の農地賃貸借面積等 ※転貸公告ベース

年 度	R 3 年度実績	R 4 年度計画
面積 (ha)	3, 0 9 1	3, 0 0 0

○参考：担い手が利用する農用地の面積の目標

	現在 (H24 年度)	概ね 10 年後 (R5 年度)
耕地面積 (①)	1 2 2, 5 0 0 ha	1 2 2, 5 0 0 ha
うち担い手が利用する面積 (②)	6 2, 3 1 2 ha	1 1 0, 0 0 0 ha
② / ①	5 1 %	9 0 %

【具体的な取組み】

1 法改正に伴う制度改正事務手続きへの適切な対応

令和4年通常国会審議予定の改正「農業経営基盤強化促進法」、「農地中間管理事業の推進に関する法律」制度にて、これまで市町村の集積計画と機構の配分計画(知事認可)により権利設定されていたものが、機構が定める農用地利用集積等促進計画(知事認可)により権利設定することが規定されている。今後、農業経営基盤強化促進法による相対契約の機構制度への統合一体化が予定されており、当該制度契約満了期を迎えたものの機構制度移行と併せて、平成26年度に10年契

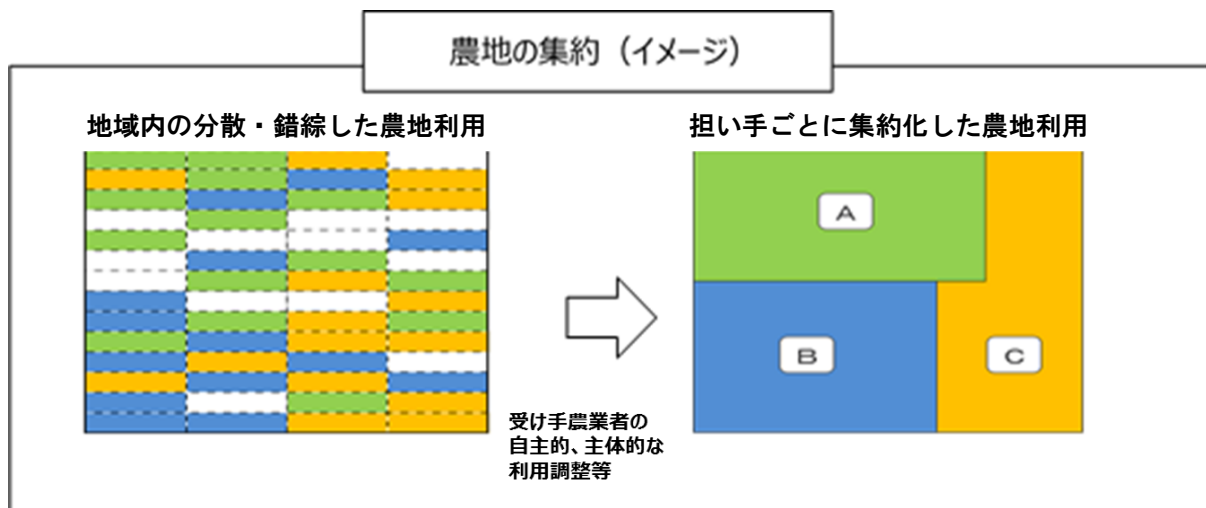
約期間で契約された機構契約事案の更新時期を控え、相当な事務手続きボリュームの発生が想定される。

既に昨年度から県下全市町村で施行している、市町村にて出し手・受け手双方を一括して権利設定する「集積計画一括方式」の事務手続き審査期間を短縮し、利用者の利便を図っていく。なお、この方式手続きを基本に上記法改正制度に沿った手続き、様式改正を実施・周知し、予定される令和5年4月の改正法施行に向けて関係機関と協議していく。

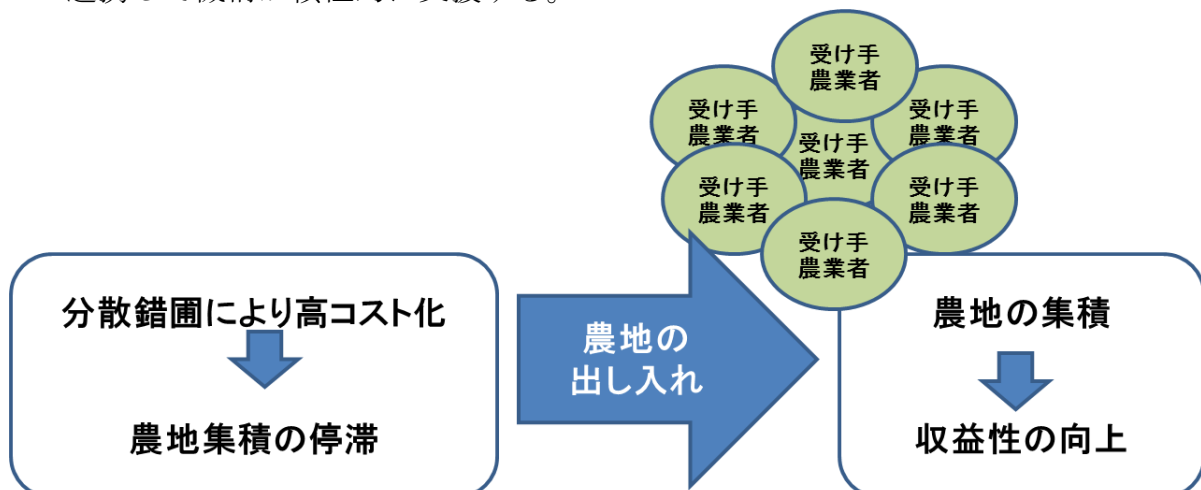
2 関係機関・団体との連携強化：新たな視点での連携の強化

- (視点) ① 担い手への農地集約へのアプローチ
② 遊休農地の発生防止・解消と有効活用
③ 新規参入者への支援

農地の集積・集約化の基となる「人・農地プラン」の実質化が昨年度末まで県全域で終了した。改正法に規定される「地域農業経営基盤強化促進計画(以下「地域計画及び目標地図」という。)」の作成において、(上記基本方向記載)「農地集積・集約化プロジェクト会議」の構成員として作成作業に参画し、上記視点対象者へ地域農業者が欲する農地、営農組織化等に関し情報収集・提供しながら事業の活用を促していく。



農地の集積・集約に係る受け手農業者の自主的・主体的な動きを農業委員会と連携して機構が積極的に支援する。



3 機構と農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）との連携強化

「地域計画及び目標地図」作成における農業委員、農地利用最適化推進委員の役割が法律で明確化されたことを受け、より一層農業委員会との連携を強化して、各地域にて「地域計画及び目標地図」の実践並びに定期的な見直し作業に参画し、機構事業の活用を促しながら効率的な集積・集約に努める。

4 農地整備事業の取組みに対する支援

担い手が借受けるための条件整備として、農地中間管理機構関連農地整備事業をはじめ、農地整備事業の活用を希望する地区が多い。それらの地区で行われる地域の話合いに機構も参加し、関係機関と連携しながら地域の状況に適した事業となるよう支援するとともに、機構事業の活用を促す。

5 果樹地帯における担い手への集積の推進

地域の果樹産地協議会等へ参画し、事業の活用を促すとともに新規就農希望者等に対しては、研修受入れ農家、JAと組織の一員として地域の農地や営農情報を収集して、希望に沿う農地情報を提供するなど農地集積への支援を行う。

6 担い手農業者の経営安定・発展に資する支援

「担い手農業者への支援に関する連携協働協定」に基づき、担い手の健全な経営発展に資するため、各機関の専門分野やネットワーク等を活かしながら協働による効果的かつ総合的な支援に取り組む。

7 農業者等への情報発信の強化

- (1) 「地域計画及び目標地図」作成検討会や農地整備事業導入座談会、集落営農の法人化の動きがある地域へ情報提供等に機構職員も積極的に参加し、機構事業そのものをはじめ関連する助成・交付制度について周知し事業の活用を促す。
- (2) ラジオ、市町村広報誌、農業委員会だより等を活用し、農業者等への情報提供を推進する。
- (3) (上記基本方向記載)「農地集積・集約化プロジェクト会議」において、本県内優良事例や取組みから、その地域の営農特性にあった事例を提供し、取組み手法の共有を図る。

やまがた農業支援センター
(山形県農地中間管理機構)

農地等の最適化業務を推進するにあたり、機構事業との密接な連携が図られるよう事業連携促進します。

県農業会議
農業委員会
農業委員、推進委員

地域農業の今後の設計図である「人・農地プラン」の作成、見直し業務において、機構事業を有効活用することにより地域の担い手への農地の集約が促進するように協力します。※「山形県農地集積・集約化推進会議」構成員の責務遂行

市町村

組合員による地域の営農活動の維持、発展のため、機構事業が効果的に活用できるように、組合職員である機構コーディネーターと連携を強化します。

農業協同組合

ほ場整備事業を契機とした担い手への農地集積・集約が加速化できるように機構事業の活用を促進します。

土地改良区

社会情勢の変化に対応した、地域農業をけん引し、支えていく意欲ある多様な担い手・経営体の育成（第4次山形県農林水産業元気創造戦略）のため、一層、担い手への農地の集積・集約を進めます。

山形県